CLIENT

February

2026.2　No.400

特別徴収のスタッフの退職に伴う手続きについて　Dental　Medical　P1

税務トピックス
2026 年度税制改正の大綱が公表されました　Dental　Medical　P2

税務トピックス
令和 8 年 1 月から「源泉徴収税額表」と
「扶養親族等の数の数え方」が変わります！　Dental　Medical　P3 P4

通勤中の負傷について　Dental　Medical　P5

弊法人からの連絡事項
振込通知書、支払調書のダウンロードについて
・ダウンロード方法
・ダウンロード開始日　Dental　Medical　P6 P7

CREAS

特別徴収のスタッフの退職に伴う手続きについて

特別徴収のスタッフが退職する際、住民税の手続きは退職後の転職先が決まっているかにより異なります。

特別徴収（とくべつちょうしゅう）とは、個人住民税や社会保険料などを、従業員（納税義務者）本人が納める代わりに、給与の支払者（事業者）が給与から天引き（差し引き）し、代わりに市区町村などに納付する制度です。正社員だけでなく、パート、アルバイト、役員など、全てのスタッフが対象です。

新しい勤務先が決まっている場合

退職するスタッフの新しい勤務先が決まっている場合、所定の手続きを行うことで特別徴収の継続が可能となります。特別徴収を継続する場合には、「**給与所得者異動届出書**」の「特別徴収継続」の項目にチェックを入れ、必要事項を記載したうえでスタッフへお渡しください。

退職するスタッフが新しい勤務先にこの書類を提出することで、特別徴収が継続されます。

※「給与所得者異動届出書」の提出期限：退職月の翌月10日まで

退職後の勤務先がきまっていない場合

退職後の勤務先が決まっていない場合の住民税の納付方法は、退職時期によって異なります。

退職時期	納付方法	詳細
1月～4月	原則：一括徴収 例外：普通徴収に変更可能	5月分までの住民税を最終給与から一括で天引きします。 ただし、最終給与から天引きした結果マイナスとなる場合は、 普通徴収への切替も可能です。
5月	普通徴収	給与から5月分の住民税を天引きし、その後普通徴収となります。
6月～12月	原則：普通徴収 ※退職者が希望した場合、 一括徴収の選択が可能	原則は普通徴収です。 スタッフ本人が翌年5月まで納付します。 ただし、退職するスタッフが希望した場合は、 最終給与や退職金からの一括徴収も可能です。

※普通徴収とは？　納税通知書に基づき、納税者が直接税金を納付する方法

退職日以降住民税をどのように支払うか、あらかじめスタッフと話し合っておくことが大切です。退職後の住民税を、最終給与で徴収した場合、想定以上の金額が差し引かれ、スタッフにとって思わぬ負担となることも少なくありません。事前に説明し、確認しておくことで、トラブルを防ぐことにもつながります。

歯科医院・クリニックとスタッフの双方が納得できる、無理のない支払い方法を選んでおくと良いでしょう。

また、毎年1月末までに提出している給与支払報告書の提出後に退職者がいる場合も、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。この届出書の提出が遅れると、5月以降に届く住民税の納付書を納税者本人（歯科医院・クリニック）が修正しなければならないため、事務負担が増えてしまいます。

そのため、**スタッフの退職が判った時点で、お早めに弊法人担当者までご連絡ください。**

スタッフの退職時に歯科医院・クリニック側が行う手続きは、住民税だけではありません。雇用保険の資格喪失手続きをはじめ、健康保険・厚生年金保険などの社会保険関係の資格喪失手続きが必要となります。

また、退職金を支給する場合には、税金の取り扱いにも注意が必要です。

スタッフが退職する際の各種手続きについて、ご不明な点がございましたら、弊法人担当者までお気軽にご相談ください。

2026年度税制改正の大綱が公表されました

2025年12月26日に2026年度税制改正大綱が閣議決定されました。
年収の壁の引き上げやふるさと納税の限度額見直し等、改正の一部をご案内いたします。昨今の物価高対策、高所得者への税負担見直し対応がされています。
※2025年12月26日発表の内容となります。今後内容が変更される可能性がございますので、ご注意ください。

■ 基礎控除・給与所得控除の見直し

～**2026年分**以後の所得税について適用～

所謂年収の壁の額が、2025年の160万円から178万円に引き上げられます。
基礎控除及び給与所得控除の控除額については、恒久的に消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることとなります。

■ NISA口座の口座開設可能年齢の引き下げ

～**2027年分**以後の所得税について適用～

0歳～17歳に対して、新たに積立投資枠(年間投資上限額：60万円、非課税限度額：600万円)が設けられます。

■ 暗号資産の譲渡所得を分離課税へ

～**2028年分**以後の所得税について適用の見通し～

暗号資産（仮想通貨）の税制が「総合課税（最高55.845%）」から、株式などと同様の「申告分離課税（一律約20.315%）」へ移行される見通しが示されました。「国民の資産形成に資する暗号資産」に限定され、金融商品取引法改正後の施行（遅くとも2028年1月以降）を前提とし、損失の繰越控除（最大3年）も導入される見通しです。

■ 青色申告特別控除額の75万円への引き上げ

～**2027年分**以後の所得税について適用～

所得税の確定申告書等をe-Taxにて電子申告にて提出し、かつ仕訳帳及び総勘定元帳につき一定の要件を満たす電磁的記録の保存を行う場合、青色申告特別控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

■ ふるさと納税の控除限度額の見直し

～**2027年分**以後の寄付について適用～

年収1億円以上の高額所得者を対象に、所得税・住民税の控除額に上限が設定されます。
これにより、寄付上限の目安が、438万円となります。

■ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の引き上げ(個人事業主、中小企業が対象)

～2027年4月1日以後の取得について適用の見通し～

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満へ引き上げとなります。これにより、取得価額が40万円未満であれば、その年の経費として一括計上できる事となります。

各種改正について、一般的な概要をまとめたものです。改正に伴う実務対応については、弊法人担当者までお問い合わせください。

2026年1月から「源泉徴収税額表」と「扶養親族等の数の数え方」が変わります！

2025年度税制改正大綱により、2026年1月から源泉徴収税額表が改正されました。また、扶養親族等の数の算定方法も合わせて改正されています。源泉徴収税額表から税額の算出をしている場合は、以降の給与計算で注意が必要です。ここでは主な変更点についてご案内します。今回の変更は毎月の源泉所得税額や年末調整の結果に影響が生じますので、スタッフの扶養親族の数を正確に把握しましょう。

■ 源泉徴収税額表の変更

2026年分より、月額表、日額表が変更されています。従業員の給与計算を、楽しい給与計算で計算している場合は、自動的に新税率で計算されます。税額表より税額を計算している歯科医院・クリニックは、2026年分の源泉徴収税額表にて計算するようお願いいたします。

【令和8年分　源泉徴収税額表（月額表）】

給与所得の源泉徴収税額表（令和８年分）

(一)　月 額 表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））（～194,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

【QRコード】

参考：国税庁HPより

■ 扶養親族等の数の数え方の変更

2026年1月以降は、従来の控除対象扶養親族に加え、19歳以上22歳以下の生計同一親族で、年間の所得見積額が58万円超100万円以下の方（配偶者・事業専従者を除く）も、**「源泉控除対象親族」**として「扶養親族等の数」に含まれるようになりました。

【扶養親族等の数】

令和7年まで	令和8年から
源泉控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者
控除対象扶養親族	源泉控除対象親族

■ 扶養親族等の数とは

「扶養親族等の数」とは、源泉徴収税額表（甲欄）を用いて所得税を計算する際に使用する人数のことをいいます。この人数が正しく設定されていない場合、毎月の源泉所得税額や年末調整の結果に影響が生じます。

給与所得の源泉徴収税額表（令和８年分）

(一)　月 額 表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））（～194,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

■ 扶養親族等の数の算定方法

2026年1月以降は、扶養親族等の数は下記図の赤枠内、源泉控除対象親族に当てはまる人が対象になります。2025年までの範囲に加え、19～22歳の生計同一親族で、所得が58万円超100万円以下の人（配偶者・事業専従者を除く）が扶養親族等の数に含まれます。

【扶養親族等の数の対象範囲】

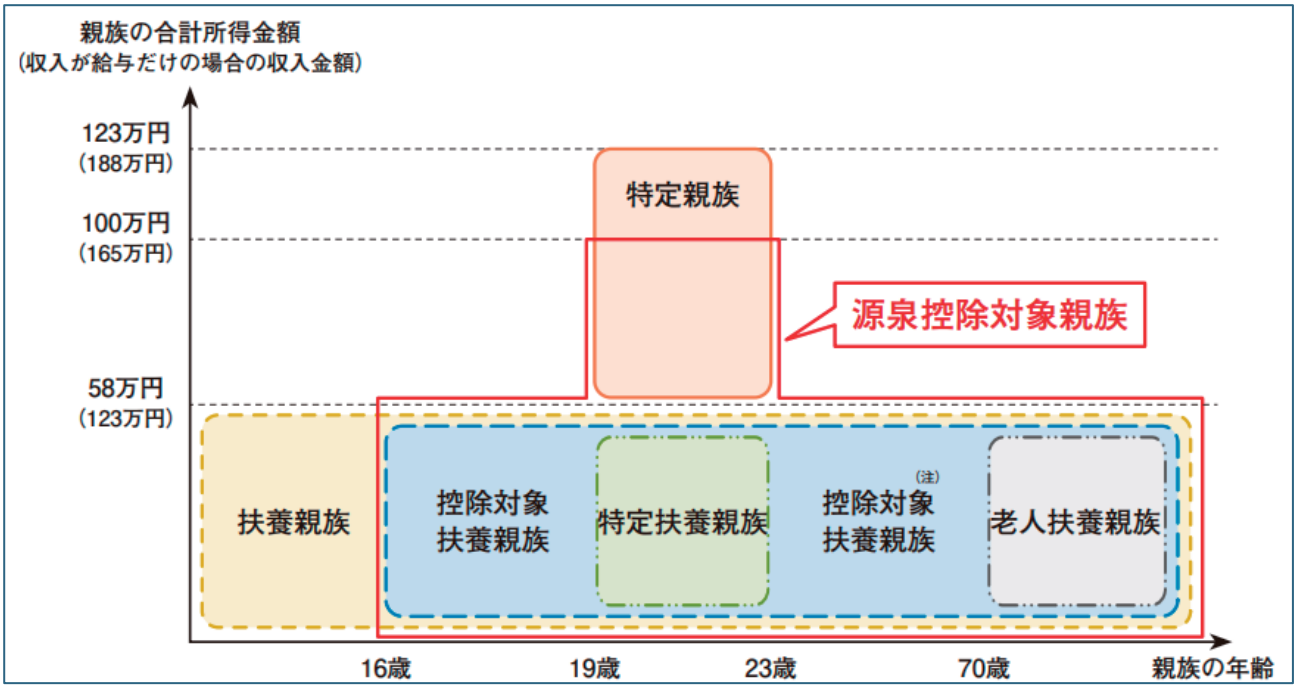

今回の税制改正では、源泉徴収税額表だけでなく扶養親族の数の範囲も変更されています。スタッフの源泉控除対象親族を正しく把握することが税額算出には不可欠となります。対応についてご不明な点や気になることがある場合は、弊法人担当者までご連絡ください。

■ 楽しい給与計算で給与計算をしている場合の対応について

楽しい給与計算で給与計算を行っている歯科医院・クリニックは、下記の入力箇所に源泉控除対象親族等の数をご入力ください。源泉徴収税額や年末調整結果に影響しますので、スタッフへの確認をお願いいたします。

【楽しい給与計算】

＞その他のメニュー＞従業員情報＞基本情報欄より

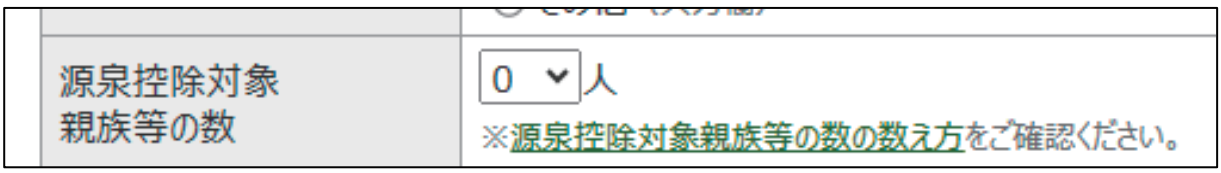

※プルダウンにて人数を選択してください。

本年は、年末調整の還付額がいつもより多く感じるとご意見をいただくことが多々ございました。2025年度税制改正により、基礎控除の拡充や扶養親族等の数の見直しがされた影響で、年末調整時の還付額が例年より大きく見えるケースがありますが、計算誤りではございませんのでご安心ください。また、2026年度税制改正により、所得税の基礎控除額がさらに引き上げられています。本年も、源泉徴収時に多めに差し引かれていた税額が年末調整で戻る形となっています。ご不明な点や気になる点がございましたら、弊法人担当者までお気軽にご相談ください。

通勤中の負傷について

Q

スタッフが通勤中に負傷した場合、労災保険の対象になりますか。また、寄り道や通勤とは関係のない行動をした場合についても対象となるのか教えてください。

A

スタッフが通勤中にケガをした場合「通勤災害」も労災保険の対象であり、給付を受けることが可能です。ただし、通勤途中での寄り道や通勤とは関係のない行動をすると、原則として「通勤災害」として認められず、給付を受けることができません。

下記では、「通勤災害」の対象外となるケースと、その中でも例外的に「通勤災害」の対象となるケースについて事例も踏まえつつご説明します。

通勤災害とならないケース

逸脱（通勤途中で就業や通勤とは関係ない目的で合理的な経路を逸れること）または中断（経路は逸れていなくとも、通勤とは関係ないことを行うこと）がある場合、その間に負傷したとしても、「通勤災害」とは認められません。

■ 事例

会社帰りに娯楽施設（パチンコ店や映画館）に立ち寄り、その後帰宅途中に負傷した場合
⇒娯楽施設に行った時点で、「逸脱」と「中断」になります。その為、娯楽施設内での負傷はもちろん、通勤経路に戻った後の負傷についても、「通勤災害」とは認められません。

例外的に逸脱・中断とならないケース

以下のような日常生活上やむを得ない行為については、「中断」「逸脱」に当たらず、その後通勤経路に戻れば、再び「通勤災害」の対象となります。

- 最小限の買い物（日用品、食料品の購入）
- 職業訓練等の受講
- 選挙の投票
- 通院（緊急性、必要性がある場合）
- 家族の介護（要介護状態にある配偶者、子供、父母、孫。祖父母等の介護で継続的にまたは反復的に行っている場合）

■ 事例

親の介護の為、週3回、会社帰りに実家に立ち寄っており、介護後の帰宅途中に負傷した場合
⇒実家での負傷は「通勤災害」に該当しませんが、介護を終えて通勤経路に戻った後の負傷については、「通勤災害」として認められます。

ご相談事項について

弊法人のグループ企業には社会保険労務士法人もありますので、上記の内容も含め、労務関係についてご相談がある場合も、まずは弊法人担当者までお問い合わせください。

振込通知書、支払調書のダウンロードについて-ダウンロード方法- 弊法人からの連絡事項

厚生労働省の指針により2024年10月送付分以降、各種帳票等の紙媒体での送付が廃止されています。オンライン請求システムを利用しているクリニックは、社会保険診療報酬支払基金の当座口座振り込み通知や支払調書をダウンロードしてください。

国民健康保険団体連合会の診療（調剤）報酬等決定通知書はレセコンからダウンロードいただくようにお願いしております。（詳細はCLIENT2024年12月号ご参照ください）

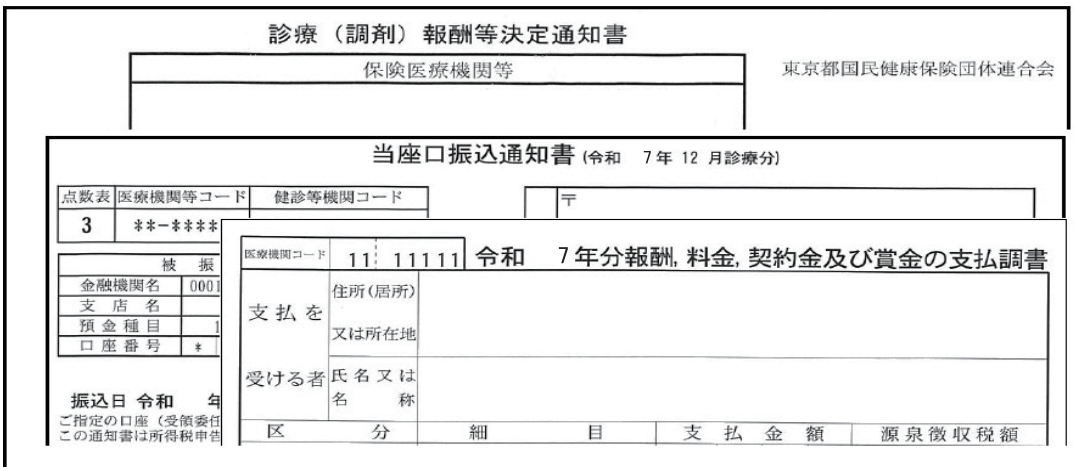

確定申告時に必ず必要となる帳票ですので、必ずダウンロードの上、メールかFAXにて弊法人担当者までお送りください。

オンライン請求システムからのダウンロード方法

社会保険診療報酬支払基金の当座口振込通知書、支払調書の印刷方法

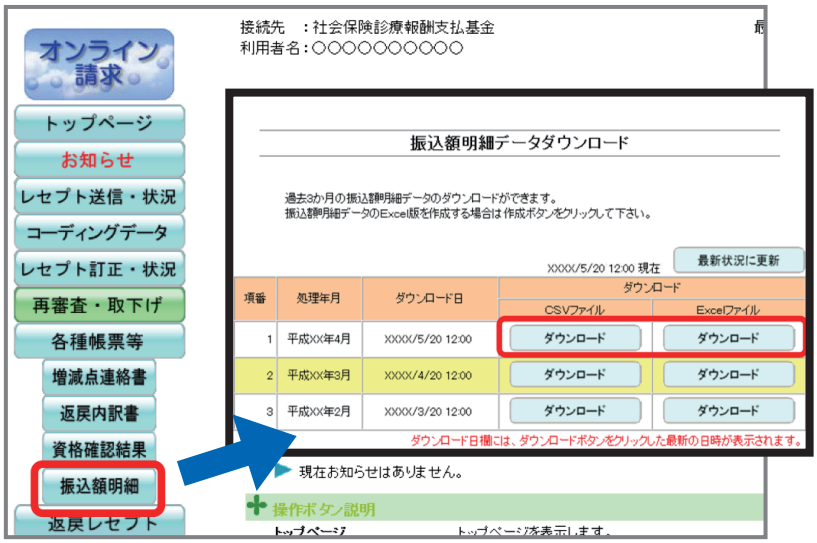

CSVファイルまたはExcelファイルをダウンロードできます。

※画像は医科の画面です。
※詳細はオンライン請求システムの『マニュアル』をご参照ください。

ダウンロード期限切れてしまって再発行を依頼したい場合

オンライン請求システムで使用する電子証明書については、ダウンロード可能期間（発行（更新）後 180 日）を経過するとダウンロードができなくなります。ダウンロード期間を過ぎてしまった場合は、「電子証明書失効依頼」及び「電子証明書発行依頼」を電子又は紙により申請していただきますようお願いします。

右のＱＲコードより作成が可能です。

次ページへ

国保の診療報酬等決定(振込)通知書について

概ね2月15日(日)以降ダウンロードが可能となります。

※都道府県ごとでダウンロード日が前後する場合がございますのでご留意ください。
ダウンロード日は都道府県ごとのサイトにて確認ができます。

東京都	https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/insurance/payment_dispensing_fee_notice.html
神奈川県	https://www.kanagawa-kokuho.or.jp/
埼玉県	https://saikokuhoren.or.jp/medical-fee/ **※2月18日頃が公開基準日**となっております。
千葉県	https://www.kokuhoren-chiba.or.jp/medical/22.html **※2月20日頃が公開基準日**となっております。

年間分の通知書が発行される都道府県につきましては年間分の通知書のダウンロードもお願いいたします。

社保の決定通知書、支払調書について

2月21日(土)以降ダウンロードが可能となります。

当座口座振込通知書と支払調書のダウンロードをお願いいたします。

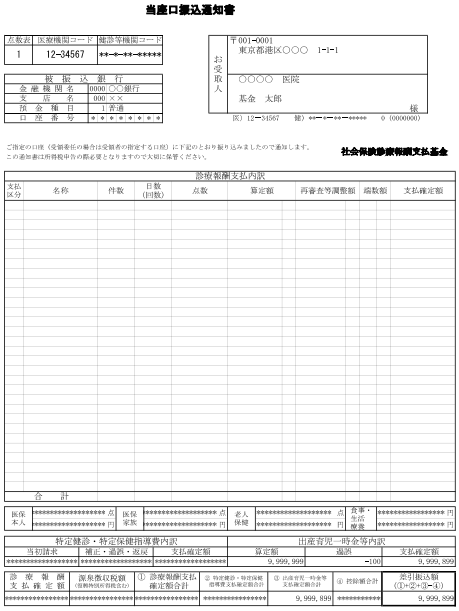
当座口振込通知書

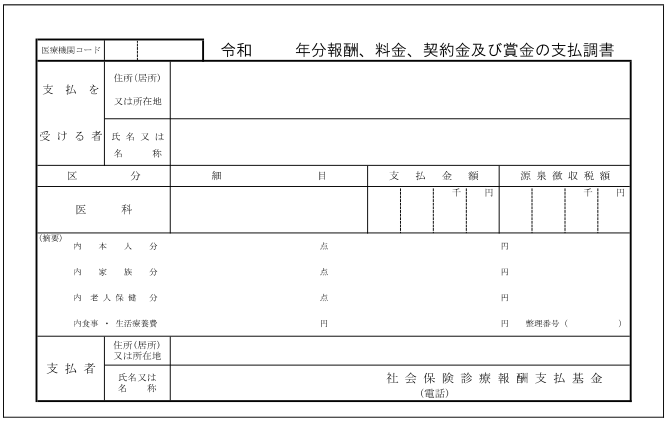
医療機関コード　　令和　　年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

こちらの2種類の書類のダウンロードをお願いいたします。

ダウンロード後、メール・FAXにて弊法人までお送りください

確定申告を円滑に進めるため、皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 400 号　発行日：2026 年 2 月 5 日　URL：https://creas-med.com
発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
お問合わせ先：電話 03-3593-3237　FAX 03-3593-3245

WEB 版 CLIENT 閲覧パスワード
creas

日本クレアス税理士法人 医療事業部 東京本社
〒100-6033 東京都千代田区霞が関 3 丁目2番5号 霞が関ビルディング 33 階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

@j_creas

その他拠点：東京中野本部、千葉本部、高崎本部、富山本部、高岡本部、大阪本部、北大阪本部、神戸三宮本部、福山本部、宮崎本部

@j_creas_

グループ企業：日本クレアス税理士法人｜日本クレアス社会保険労務士法人｜日本クレアス弁護士法人
日本クレアス行政書士法人｜株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A｜株式会社日本クレアス財産サポート
株式会社日本クレアス BPO サポート